

政府方針に対するALPS処理水プログラム部の実施内容

| 政府方針記載内容                           | ALPS処理水プログラム部実施内容  | 実施計画対象                      |
|------------------------------------|--|-----------------------------|
| 2年程度後に福島第一原子力発電所においてALPS処理水海洋放出開始  | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)                       | ○                           |
| 具体的な放出設備の設置                        | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置  | ○                           |
| 希釈前のトリチウム以外告示濃度限度比総和1未満            | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置 (再掲)                                       | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の分析の計画<br>(ALPS処理水海洋放出に係る放射性液体廃棄物等の管理・線量評価の実施計画への反映)                          | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備の運用方法の検討<br>(運転・保守に関する検討及び運転・保守体制の実施計画への反映、二次処理及び放出の基本計画の検討)      | ○                           |
| 希釈後トリチウム濃度1500Bq/L未満               | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置 (再掲)                                       | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の分析に係る計画<br>(ALPS処理水海洋放出に係る放射性液体廃棄物等の管理・線量評価の実施計画への反映)<br>(再掲)                | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備の運用方法の検討<br>(運転・保守に関する検討及び運転・保守体制の実施計画への反映、二次処理及び放出の基本計画の検討) (再掲) | ○                           |
| 海水で100倍以上に希釈                       | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置 (再掲)                                       | ○                           |
| 年間トリチウム放出総量22兆Bq/年を下回る水準           | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置 (再掲)                                       | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の分析に係る計画<br>(ALPS処理水海洋放出に係る放射性液体廃棄物等の管理・線量評価の実施計画への反映)<br>(再掲)                | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備の運用方法の検討<br>(運転・保守に関する検討及び運転・保守体制の実施計画への反映、二次処理及び放出の基本計画の検討) (再掲) | ○                           |
| 海域モニタリング拡充・強化、<br>海域モニタリングへの関係者等参加 | 海域モニタリングの計画立案 (対象核種、測定頻度)、<br>環境省対応 (総合モニタリング計画、モニタリング調整会議)                          | ×                           |
| 故障・停電時又は海域モニタリング異常時の放出停止           | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理<br>(電気・計装設備はプロジェクトの計画及び管理のみ)<br>(再掲)               | ○                           |
|                                    | ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る機械設備及び土木設備の設計、建設・設置 (再掲)                                       | ○                           |
| 海洋環境への潜在的影響評価                      | -  | ×                           |
| 双方向コミュニケーション・情報発信                  | 対外情報発信の基礎となる資料作成   | ×                           |
| トリチウム分離技術注視                        | (福島第一構内で実施する場合) 実証試験等の実施   | △<br>(福島第一構内で実施する<br>場合、申請) |
| 汚染水発生量低減                           | -  | 既認可                         |
| 排水路清掃                              | -  | 既認可                         |
| 港湾内の魚類駆除                           | -  | ×                           |

◆特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ第1編及び第2編第5条の修正案

- ・ **赤字**は、最新認可版から変更した箇所（現申請内容）
- ・ **赤字下線**は、今回修正した箇所

【主グループ】

(10) **ALPS処理水プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、ALPS処理水という。）の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理、運用方法の検討に関する業務並びにこれらに係る機械設備及び土木設備の設計及び建設・設置に関する業務を行う。また、ALPS処理水の分析の計画に関する業務を行う。**

【機械 設計に関連するグループ】→変更なし

(4011) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。

【電気 設計に関連するグループ】→変更なし

- (4314) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (4415) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。

【計装 設計に関連するグループ】→変更なし

(4516) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。

【土木 設計に関連するグループ】→変更あり

- (4718) **土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GM土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。**
- (4819) **土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。**

【機械 建設・設置に関連するグループ】→変更なし

(2829) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。

(2930) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。

(3031) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。

(3132) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。

(3233) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。

【電気 建設・設置に関連するグループ】→変更なし

(3334) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。

(3435) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。

【計装 建設・設置に関連するグループ】→変更あり

(3536) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。

(3637) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設

備)，その他安全確保設備等のうち，放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設，放射性物質分析・研究施設第1棟，大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る計装設備の建設・設置に関する業務を行う。

【土木 建設・設置，保守管理に関連するグループ】→変更あり

(~~37~~38) 土木基盤設備グループは，土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（~~土木水対策設備GM~~土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。

(~~38~~39) 土木水対策設備グループは，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，汚染水処理設備等（貯留設備を除く。），滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設，雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク），その他安全確保設備等のうち，放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。